

# 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に定める書面)

令和 3 年 1 月 15 日

全国保証株式会社

令和3年1月15日

## 吸収分割にかかる事前開示事項

東京都千代田区大手町二丁目1番1号  
全 国 保 証 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 石 川 英 治

当社は、令和2年12月25日付でSMBCファイナンスサービス株式会社（以下、「SMBCFS社」といいます）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、令和3年3月1日を効力発生日として、SMBCFS社が保有する有担保保証事業にかかる保証債務、契約上の地位およびこれらに付随する権利義務の一部を当社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます）を行うことといたします。

本吸収分割に関して開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収分割契約書の内容（会社法第794条第1項）

別紙1記載のとおりです。

#### 2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社は、本吸収分割に際して、現金1円をSMBCFS社へ交付することといたしました。

上記の事項は、承継する保証債務の時価相当額を鑑み事業価値を算定した結果をもとに、両社の協議・交渉の上決定いたしました。

#### 3. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第4号）

##### （1）吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2記載のとおりです。

##### （2）吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号）

当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

当社は、本吸収分割の効力発生日以降に弁済期が到来する債務について、その履行を担保するのに足りる資産を有しており、債務履行に問題はないものと判断しております。

以上

## 吸収分割契約書

SMBC ファイナンスサービス株式会社（以下「甲」という。）と全国保証株式会社（以下「乙」という。）は、第 1 条に定める事業に関して甲が有する権利義務等を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、効力発生日（第 5 条において定義する。）をもって、甲の有担保保証事業のうち、下記金融機関（以下総称して「本件金融機関」という。）の有する債権を対象とする有担保保証事業（以下「本件対象事業」という。）に関して甲が有する第 3 条第 1 項所定の権利義務等を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

#### 記

- (1) 株式会社山口銀行
- (2) 株式会社北九州銀行
- (3) 株式会社西日本シティ銀行

### 第 2 条 （商号・住所）

本件吸収分割の吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

- (1) 甲（吸収分割会社）  
商号 SMBC ファイナンスサービス株式会社  
住所 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 23 番 20 号
- (2) 乙（吸収分割承継会社）  
商号 全国保証株式会社  
住所 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号

### 第 3 条 （承継する権利義務）

1. 乙は、本件吸収分割の効力発生日をもって、甲から、別紙「承継する資産・債務、権利・義務の明細」に記載の、本件対象事業に関する資産、債務その他の権利義務及び契約上の地位を承継する。詳細については、甲乙別途合意のうえ定める。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
3. 乙が、第 1 項の規定に基づき乙が承継する債務以外の甲の債務につき、弁済又はその

他の負担をしたときは、甲は、かかる債務の弁済又は負担の全額について乙からの求償に応じる。また、甲が、第1項に基づき乙が承継する債務につき、弁済又はその他の負担をしたときは、乙は、かかる債務の弁済又は負担の全額について甲からの求償に応じる。

4. 甲は、第1項に基づく乙による権利義務及び契約上の地位の承継に関し、登記、登録、通知、承諾その他一定の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものであって、かつ、甲がかかる手続の一部又は全部を行わなければならないものについて、乙に協力して遅滞なくかかる手続を行う。

#### 第4条 （分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件吸収分割に際し、乙が前条第1項に基づき承継する権利義務及び契約上の地位の対価として、甲に対し金1円を交付する。

#### 第5条 （効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和3年3月1日とする。

#### 第6条 （本契約の承認手続）

1. 甲は、効力発生日の前日までに取締役会を開催し、本契約及び本件吸収分割に必要な事項に関して取締役会の承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずして本件会社分割を行うものとする。
3. 本条各項に規定する承認手続は、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第7条 （競業禁止義務の不存在）

甲及び乙は、本件対象事業及びこれに類似する事業について、甲が会社法第21条に定める競業禁止義務を負わないことを合意する。

#### 第8条 （会社財産の管理等）

本契約締結後、効力発生日までの期間、甲は、善良なる管理者の注意をもって本件対象事業に係る業務の執行及び財産の管理をするものとし、本契約に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

#### 第9条 （本契約の変更）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、

本件対象事業又は本件対象事業に関する債務その他の権利義務及び契約上の地位に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、本契約に定める分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第 10 条 （本契約の効力）

本契約は、甲の取締役会における承認及び法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。

#### 第 11 条 （費用）

甲及び乙は、本契約に別途規定するものを除き、本契約の締結及び履行に係る一切の費用を各自負担するものとする。

#### 第 12 条 （承継対象外の債務にかかる乙の協力）

甲は、別紙「承継する資産・債務、権利・義務の明細」第 2 項「承継する保証債務」ただし書き記載の承継対象外の債務について、本件金融機関等からの甲に対する訴訟提訴等、本件吸収分割に際して乙に対して提供する同第 3 項「承継する契約上の地位」記載の契約書の貸与を受ける必要性が生じた場合、乙の書面による承諾を得たうえで、乙から当該契約書の貸与を受けることができる。なお、この場合、乙は合意的な理由なく、甲からの当該契約書の貸与の要請に関する承諾を拒絶してはならない。

#### 第 13 条 （協議事項）

本契約に定める事項の他、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

#### 第 14 条 （準拠法及び合意管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、かつ、これに従い解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

[以下余白]

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 12 月 25 日

(甲) 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 23 番 20 号  
SMBC ファイナンスサービス株式会社  
代表取締役社長 小野 直樹

(乙) 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号  
全国保証株式会社  
代表取締役社長 石川 英治

承継する資産・債務、権利・義務の明細

1 承継する資産（※）

現 金 110,000,000 円

2 承継する保証債務（※）

「3 承継する契約上の地位」に記載の契約に基づく甲の保証債務、保証委託債務。

金 5,012,267,198 円（令和 2 年 9 月 30 日時点の残高）

※ 法律上の原因を問わず、効力発生日において発生している簿外債務及び偶発債務並びに効力発生日の前日までの原因に基づき効力発生日後に発生する簿外債務及び偶発債務は承継しない。

※ 上記金額は本契約締結日における概算額であり、具体的な金額等については、効力発生日までの増減を加味した上で、甲乙間で別途定める。

ただし、下記の各場合における当該保証債務は承継対象外とする。

記

- (1) 令和 3 年 2 月 28 日までに、保証債務の主債務（以下当該主債務に対応する債権を「本件ローン債権」という。）が完済された場合。
- (2) 令和 3 年 2 月 28 日までに、本件ローン債権について令和 3 年 3 月 1 日以降の甲による本件金融機関への代位弁済が確定している場合。
- (3) 令和 3 年 3 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで、本件ローン債権の約定完済日が到来する場合。
- (4) 令和 3 年 2 月 28 日までに、保証債務を担保するための担保権が抹消されている場合。
- (5) 上記以外に、令和 3 年 2 月 28 日までに、甲、乙及び本件金融機関が承継対象外とすることを合意した場合。

3 承継する契約上の地位

甲と本件金融機関との間の下記契約書に基づく甲の契約上の地位

記

- (1) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 11 年 4 月 12 日付「住宅ローン保証に関する基本契約書」
- (2) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 13 年 3 月 21 日付「変更契



約書」

- (3) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 14 年 2 月 1 日付「覚書」
- (4) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 14 年 2 月 1 日付「変更契約書」
- (5) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 14 年 4 月 1 日付「覚書」
- (6) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 14 年 10 月 1 日付「覚書」
- (7) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 15 年 4 月 1 日付「覚書」
- (8) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 15 年 4 月 1 日付「覚書」
- (9) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 15 年 6 月 5 日付「覚書」
- (10) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 16 年 4 月 1 日付「覚書」
- (11) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 16 年 5 月 6 日付「変更契約書」
- (12) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 16 年 5 月 6 日付「変更契約書」
- (13) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 17 年 12 月 27 日付「合意解約書」
- (14) 株式会社山口銀行との間で締結された平成 19 年 1 月 4 日付「覚書」
- (15) 株式会社北九州銀行との間で締結された平成 23 年 10 月 1 日付「覚書（住宅ローン）」
- (16) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された昭和 62 年 7 月 1 日付「住宅ローン保証に関する基本契約書」
- (17) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された昭和 62 年 7 月 1 日付「住宅ローン保証に関する追加覚書」
- (18) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された昭和 62 年 9 月 1 日付「住宅ローン保証に関する変更契約書」
- (19) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された昭和 62 年 11 月 27 日付「住宅ローン保証に関する追加覚書」
- (20) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された平成元年 3 月 30 日付「覚書」
- (21) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された平成 3 年 7 月 19 日付「覚書」
- (22) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された平成 5 年 2 月 25 日付「住宅ローン保証に関する変更覚書」
- (23) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された平成 7 年 2 月 16 日付「覚書」
- (24) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された平成 7 年 2 月 16 日付「覚書」
- (25) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された平成 8 年 10 月 18 日付「不動産購入ローン保証に関する基本契約書」
- (26) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された平成 9 年 9 月 9 日付「覚

書」

- (27) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された平成 9 年 11 月 17 日付「覚書」
- (28) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された平成 10 年 10 月 1 日付「覚書」
- (29) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された平成 11 年 3 月 11 日付「覚書」
- (30) 西日本シティ銀行（旧西日本銀行）との間で締結された平成 13 年 1 月 4 日付「覚書」
- (31) 西日本シティ銀行（旧福岡シティ銀行）との間で締結された平成 8 年 2 月 6 日付「不動産購入ローン保証に関する基本契約書」
- (32) 西日本シティ銀行（旧福岡シティ銀行）との間で締結された平成 8 年 9 月 26 日付「覚書」
- (33) 西日本シティ銀行（旧福岡シティ銀行）との間で締結された平成 9 年 7 月 7 日付「覚書」
- (34) 西日本シティ銀行（旧福岡シティ銀行）との間で締結された平成 9 年 8 月 19 日付「覚書」
- (35) 西日本シティ銀行（旧福岡シティ銀行）との間で締結された平成 9 年 11 月 11 日付「覚書」
- (36) 西日本シティ銀行（旧福岡シティ銀行）との間で締結された平成 10 年 3 月 20 日付「覚書」
- (37) 西日本シティ銀行（旧福岡シティ銀行）との間で締結された平成 10 年 7 月 14 日付「覚書」
- (38) 西日本シティ銀行（旧福岡シティ銀行）との間で締結された平成 10 年 7 月 28 日付「覚書」
- (39) 西日本シティ銀行（旧福岡シティ銀行）との間で締結された平成 11 年 3 月 1 日付「覚書」
- (40) 西日本シティ銀行（旧福岡シティ銀行）との間で締結された平成 11 年 3 月 1 日付「覚書」
- (41) 西日本シティ銀行（旧福岡シティ銀行）との間で締結された平成 16 年 9 月 30 日付「覚書」
- (42) 西日本シティ銀行との間で締結された平成 17 年 12 月 20 日付「不動産購入ローン保証に関する基本契約書」合意解約証書（平成 8 年 2 月 6 日同基本契約書（旧福岡シティ銀行）について）
- (43) 西日本シティ銀行との間で締結された平成 17 年 12 月 20 日付「不動産購入ローン保証に関する基本契約書」合意解約証書（平成 8 年 10 月 18 日同基本契約書

(旧西日本銀行) について)

以上

## 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 1,897,564 | 流 動 負 債         | 1,089,262 |
| 現 金 及 び 預 金     | 52,772    | 支 払 手 形         | 577       |
| 割 賦 売 掛 金       | 1,159,114 | 買 掛 金           | 99,785    |
| 信用保証割賦売掛金       | 560,787   | 信用保証買掛金         | 560,787   |
| 営 業 貸 付 金       | 121,407   | 短 期 借 入 金       | 337,100   |
| 前 払 費 用         | 2,108     | リ ー ス 債 務       | 29        |
| 立 替 金           | 10,519    | 未 払 金           | 10,476    |
| 未 収 入 金         | 19,001    | 未 払 費 用         | 3,952     |
| そ の 他           | 887       | 未 払 法 人 税 等     | 1,367     |
| 貸 倒 引 当 金       | △29,033   | 預 り 金           | 19,592    |
|                 |           | 集 金 代 行 預 り 金   | 779       |
|                 |           | 賞 与 引 当 金       | 1,556     |
|                 |           | 割 賦 利 益 繰 延     | 53,121    |
|                 |           | そ の 他           | 136       |
| 固 定 資 産         | 154,639   | 固 定 負 債         | 731,631   |
| 有 形 固 定 資 産     | 2,295     | 長 期 借 入 金       | 682,000   |
| 建 物             | 634       | リ ー ス 債 務       | 35        |
| 器 具 備 品         | 1,333     | ポ イ ン ト 引 当 金   | 7,231     |
| 土 地             | 1         | 退 職 給 付 引 当 金   | 93        |
| リ ー ス 資 産       | 56        | 利息返還損失引当金       | 36,227    |
| そ の 他           | 269       | 事業移転損失引当金       | 4,365     |
| 無 形 固 定 資 産     | 16,552    | 受 入 保 証 金       | 772       |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 9,272     | そ の 他           | 907       |
| の れ ん           | 2,350     |                 |           |
| そ の 他           | 4,929     | 負 債 合 計         | 1,820,894 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 135,791   | (純 資 産 の 部)     |           |
| 投 資 有 価 証 券     | 15,502    | 株 主 資 本         | 227,611   |
| 関 係 会 社 株 式     | 85,782    | 資 本 金           | 82,843    |
| 固定化営業債権         | 1,503     | 資 本 剰 余 金       | 156,303   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 26,523    | 資 本 準 備 金       | 123,021   |
| 前 払 年 金 費 用     | 3,900     | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 33,282    |
| 差 入 保 証 金       | 2,393     | 利 益 剰 余 金       | △11,536   |
| そ の 他           | 1,233     | 利 益 準 備 金       | 1,017     |
| 貸 倒 引 当 金       | △1,048    | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △12,553   |
|                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △12,553   |
|                 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 3,698     |
|                 |           | その他有価証券評価差額金    | 3,698     |
|                 |           | 純 資 産 合 計       | 231,309   |
| 資 産 合 計         | 2,052,203 | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,052,203 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2019年4月 1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                     |        | 金 額 |              |
|-------------------------|--------|-----|--------------|
| <b>営 業 収 益</b>          |        |     |              |
| 包 括 信 用 購 入 あ っ せ ん 収 益 |        |     | 65,534       |
| 個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 収 益 |        |     | 28,066       |
| 信 用 保 証 収 益             |        |     | 12,163       |
| 融 資 収 益                 |        |     | 19,207       |
| そ の 他 の 収 益             |        |     | 17,704       |
| 金 融 収 益                 |        |     |              |
| 受 取 利 息                 | 4      |     |              |
| そ の 他                   | 717    |     | 722          |
| 営 業 収 益 合 計             |        |     | 143,399      |
| <b>営 業 費 用</b>          |        |     |              |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 用   |        |     | 141,749      |
| 金 融 費 用                 |        |     |              |
| 支 払 利 息                 | 2,066  |     |              |
| そ の 他                   | 17     |     | 2,083        |
| 営 業 費 用 合 計             |        |     | 143,833      |
| <b>営 業 損 失</b>          |        |     | <b>△434</b>  |
| <b>営 業 外 収 益</b>        |        |     | <b>337</b>   |
| <b>営 業 外 費 用</b>        |        |     | <b>182</b>   |
| <b>経 常 損 失</b>          |        |     | <b>△279</b>  |
| <b>特 別 利 益</b>          |        |     |              |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 5,011  |     |              |
| そ の 他                   | 2      |     | 5,013        |
| <b>特 別 損 失</b>          |        |     |              |
| 固 定 資 産 除 売 却 損         | 17     |     |              |
| 減 損 損 失                 | 688    |     |              |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損       | 155    |     |              |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 2,510  |     |              |
| 資 材 廃 棄 損               | 133    |     |              |
| そ の 他                   | 16     |     | 3,523        |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>  |        |     | <b>1,210</b> |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 496    |     |              |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △5,216 |     | △4,719       |
| <b>当 期 純 利 益</b>        |        |     | <b>5,930</b> |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2019年4月 1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |          |         |
|-----------------------------|---------|-----------|----------|---------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         |
|                             |         | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 2019年4月1日残高                 | 82,843  | 123,021   | 33,282   | 156,303 |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |          |         |
| 当期純利益                       | -       | -         | -        | -       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） | -       | -         | -        | -       |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -         | -        | -       |
| 2020年3月31日残高                | 82,843  | 123,021   | 33,282   | 156,303 |

|                                      | 株 主 資 本   |          |         |         |
|--------------------------------------|-----------|----------|---------|---------|
|                                      | 利 益 剰 余 金 |          |         | 株主資本合計  |
|                                      | 利益準備金     | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |
|                                      |           | 繰越利益剰余金  |         |         |
| 2 0 1 9 年 4 月 1 日 残 高                | 1,017     | △18,484  | △17,467 | 221,680 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                    |           |          |         |         |
| 当 期 純 利 益                            | -         | 5,930    | 5,930   | 5,930   |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事業年度中の変動額（純額） | -         | -        | -       | -       |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                | -         | 5,930    | 5,930   | 5,930   |
| 2 0 2 0 年 3 月 3 1 日 残 高              | 1,017     | △12,553  | △11,536 | 227,611 |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           |                | 純資産合計   |
|-----------------------------|---------------------------|----------------|---------|
|                             | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 2019年4月1日残高                 | 5,558                     | 5,558          | 227,238 |
| 事業年度中の変動額                   |                           |                |         |
| 当期純利益                       | -                         | -              | 5,930   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） | △1,860                    | △1,860         | △1,860  |
| 事業年度中の変動額合計                 | △1,860                    | △1,860         | 4,070   |
| 2020年3月31日残高                | 3,698                     | 3,698          | 231,309 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

|               |                                                              |
|---------------|--------------------------------------------------------------|
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法                                                  |
| そ の 他 有 価 証 券 |                                                              |
| 時 価 の あ る も の | 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時 価 の な い も の | 移動平均法による原価法                                                  |

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

|             |     |
|-------------|-----|
| デ リ バ テ ィ ブ | 時価法 |
|-------------|-----|

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有 形 固 定 資 産 建物（建物付属設備を除く）

1998年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法  
1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの  
旧定額法  
2007年4月1日以降に取得したもの  
定額法

##### 建 物 付 属 設 備

2007年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法  
2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの  
定率法  
2016年4月1日以降に取得したもの  
定額法

##### 建物及び建物付属設備以外の 有 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)

2007年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法  
2007年4月1日以降に取得したもの  
定率法

なお、主な耐用年数は、建物3～60年、器具備品2～20年であります。

##### (2) 無 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)

定額法

なお、主な償却年数は、自社利用のソフトウェア5年であります。  
のれんの償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しております。

##### (3) リ ー ス 資 産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れ等による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 賞 与 引 当 金                      | 執行役員及び従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ポ イ ン ト 引 当 金                  | カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末における費用負担見込額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 退 職 給 付 引 当 金                  | <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>なお、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、前払年金費用として表示しております。</p> <p>2016年4月1日付でさくらカード株式会社を吸収合併したことに伴い引き継いだ引当金は、当事業年度末における退職給付債務の金額(簡便法により算定された金額)に基づいて計上しております。</p> |
| 利 息 返 還 損 失 引 当 金              | 将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事 業 移 転 損 失 引 当 金              | 住宅ローンについて事業移転に関する方針を決定したことに伴い、同事業の移転により発生する損失に備えるため、移転時における損失見込額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 5. 収益の計上基準                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 包 括 信 用 購 入 あ っ せ ん            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 顧 客 手 数 料<br>( リ ボ 払 ・ 分 割 払 ) | 主として残債方式による期日到来基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 加 盟 店 手 数 料                    | 立替払契約時に計上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 顧 客 手 数 料<br>( 分 割 払 )         | 残債方式による発生基準<br>または、7・8分法による期日到来基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 加 盟 店 手 数 料                    | 立替払契約時に計上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 信 用 保 証                        | 残債方式による発生基準<br>または、7・8分法による期日到来基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 融 資                            | 残債方式による発生基準<br>または、7・8分法による期日到来基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 6. ヘ ッ ジ 会 計 の 方 法             | 原則として繰延ヘッジ処理によっております。<br>ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理によっております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |



7. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
8. 連結納税制度の適用 株式会社三井住友フィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 割賦売掛金

| 部 門 別      | 事業年度末残高    |
|------------|------------|
| 包括信用購入あっせん | 369,801百万円 |
| 個別信用購入あっせん | 789,312    |
| 計          | 1,159,114  |

2. 割賦利益繰延

| 部 門 別      | 事業年度末残高  |
|------------|----------|
| 包括信用購入あっせん | 1,039百万円 |
| 個別信用購入あっせん | 47,325   |
| 信用保証       | 4,160    |
| 融 資        | 595      |
| 計          | 53,121   |

3. 有形固定資産の減価償却累計額 7,969 百万円

4. 保証債務

信用保証業務のうち債権債務とみなされない保証債務の額  
314,918百万円

5. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 5,590百万円 |
| 短期金銭債務 | 419百万円   |
| 長期金銭債務 | 147百万円   |

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

|              |          |
|--------------|----------|
| 包括信用購入あっせん収益 | 1,752百万円 |
| 信用保証収益       | 505百万円   |
| その他の収益       | 9,951百万円 |
| 金融収益         | 173百万円   |
| 販売費及び一般管理費   | 3,940百万円 |
| 金融費用         | 123百万円   |

2. 部門別取扱高

| 部 門 別      | 取 扱 高        | (元本取扱高)        |
|------------|--------------|----------------|
| 包括信用購入あっせん | 2,158,374百万円 | (2,156,446百万円) |
| 個別信用購入あっせん | 739,871      | ( 715,833 )    |
| 信用保証       | 279,766      | ( 277,896 )    |
| 融資         | 118,980      | ( 118,685 )    |
| その他の       | 645,963      |                |
| 計          | 3,942,956    |                |

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

| 用途              | 場所               | 種類   | 金額     |
|-----------------|------------------|------|--------|
| 処分予定資産<br>(本社等) | 東京都港区<br>(東京本社他) | 建物   | 640百万円 |
|                 |                  | 器具備品 | 47百万円  |
|                 |                  | 合計   | 688百万円 |

当社は事業用資産については管理会計上の区分を基準にグルーピングし、処分予定資産については処分単位で一括してグルーピングしております。

本社移転を決定したことに伴い処分を予定している資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失（688百万円）に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、零として評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：千株)

| 株式の種類  | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末  |
|--------|---------|----|----|---------|
| A種種類株式 | 799,350 | —  | —  | 799,350 |

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 繰越欠損金                          | 18,531百万円 |
| 利息返還損失引当金損金不算入額                | 11,092    |
| 貸倒償却否認額                        | 8,496     |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額                 | 9,642     |
| 会社分割により取得した承継会社株式ポイント引当金損金不算入額 | 4,746     |
| 事業移転損失引当金損金不算入額                | 2,214     |
| 投資有価証券評価損                      | 1,336     |
| その他                            | 1,192     |
| 繰延税金資産小計                       | 5,045     |
| 評価性引当額                         | 62,296    |
| 繰延税金資産合計                       | △31,900   |
| 繰延税金資産合計                       | 30,396    |

#### 繰延税金負債

|                      |        |
|----------------------|--------|
| その他有価証券評価差額金         | △1,497 |
| 退職給付信託設定益            | △1,480 |
| 合併により時価を付した資産及び負債の否認 | △586   |
| 合併による時価評価損           | △278   |
| その他                  | △29    |
| 繰延税金負債合計             | △3,872 |

繰延税金資産の純額 26,523

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定する方針であります。また、クレジット事業などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融によって資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利の変動による不利な影響が生じないように、デリバティブ取引も行っております。デリバティブ取引は、原則、借入金の金利変動リスクのヘッジを目的としたものに限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内の個人に対する割賦売掛金、信用保証割賦売掛金及び営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には金利スワップ取引があり、当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である借入金に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当社は、「カード審査規定」等に従い、割賦売掛金、信用保証割賦売掛金及び営業貸付金などの営業債権について、商品に応じて個別案件ごとの与信審査、与信限度額及び信用情報管理など与信

管理に対する体制を整備し、運営しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部等により行われており、与信管理の状況については、監査部が定期的に内部監査を行っております。

また、「債権管理基本規定」に従い、期日及び残高を管理するとともに回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

## ② 市場リスクの管理

### i) 金利リスクの管理

当社は、「市場リスク・流動性リスク管理規定」において、リスク管理方法や手続きを定めており、経営会議においてリスク管理に関わる重要な事項を決定し、全社的なリスク管理に関する審議・決定・報告を行う経営会議

においてリスク管理状況の報告を定例的に行っております。具体的には、業務運営方針等を勘案し、経営会議において、年度毎にベースス・ポイント・バリュー（金利変動による、将来発生するキャッシュ・フローの現在価値の変動額）の上限を決定し管理しております。管理の状況は、月次で金融資産及び負債の残高や金利期日等に基づきベースス・ポイント・バリューを算出することで確認し、定例的に経営会議に報告しております。上限を超過した場合には、対応方針を経営会議に付議するものとしております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

### ii) 為替リスクの管理

当社は、為替の変動リスクに関しては、経営会議において、年度毎にトータルエクスポージャー（為替持高）の上限を決定し管理しております。管理の状況は、月次でトータルエクスポージャーを算出することで確認し、定例的に経営会議に報告しております。上限を超過した場合には、対応方針を経営会議に付議するものとしております。

### iii) 価格変動リスクの管理

投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、保有状況を見直しております。

### iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、「資金及び証券の計画・運用規定」に基づき取引を行っております。月次の取引実績は、財務部において記帳及び残高照合等を行い、経理部に報告し承認を得ております。また、デリバティブ取引の実施状況は、期中に新たに実行した取引がある場合に限りその取引の内容を、取締役会の期末（第4四半期）の業務執行状況報告において報告するものとしております。

### v) 市場リスクに係る定量的情報

当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「割賦売掛金」、「営業貸付金」、「支払手形」、「買掛金」、「短期借入金」、「長期借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。これらの金融資産及び金融負債について、ベースス・ポイント・バリューを算出し、半期毎に決定した上限額と比較し、管理しております。金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定すると、2020年3月31日現在、金利が1ベースス・ポイント（0.01%）上昇した場合の現在価値は2百万円減少し、1ベースス・ポイント下落した場合の現在価値は2百万円増加するものと把握しております。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

## ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、資金調達手段の多様化、金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照）。

（単位：百万円）

|               | 貸借対照表計上額（*1） | 時価（*1）      | 差額     |
|---------------|--------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金    | 52,772       | 52,772      | —      |
| (2) 割賦売掛金     | 1,159,114    |             |        |
| 割賦利益繰延（*2）    | △48,365      |             |        |
| 貸倒引当金（*3）     | △16,180      |             |        |
|               | 1,094,568    | 1,149,764   | 55,196 |
| (3) 営業貸付金     | 121,407      |             |        |
| 割賦利益繰延（*2）    | △595         |             |        |
| 貸倒引当金（*3）     | △8,605       |             |        |
|               | 112,206      | 116,954     | 4,747  |
| (4) 未収入金      | 19,001       |             |        |
| 貸倒引当金（*3）     | △397         |             |        |
|               | 18,603       | 18,603      | —      |
| (5) 投資有価証券    | 11,878       | 11,878      | —      |
| その他有価証券       |              |             |        |
| (6) 固定化営業債権   | 1,503        |             |        |
| 貸倒引当金（*3）     | △922         |             |        |
|               | 581          | 581         | —      |
| 資産計           | 1,290,610    | 1,350,554   | 59,944 |
| (1) 支払手形      | (577)        | (577)       | —      |
| (2) 買掛金       | (99,785)     | (99,785)    | —      |
| (3) 短期借入金     | (337,100)    | (337,100)   | —      |
| (4) 長期借入金     |              |             |        |
| 1年内返済予定の長期借入金 | —            |             |        |
| 長期借入金         | (682,000)    |             |        |
| 未払費用（*4）      | (114)        |             |        |
|               | (682,114)    | (684,606)   | 2,491  |
| (5) 預り金       | (19,592)     | (19,592)    | —      |
| (6) 集金代行預り金   | (779)        | (779)       | —      |
| (7) 未払金       | (10,476)     | (10,476)    | —      |
| (8) 未払費用（*5）  | (3,837)      | (3,837)     | —      |
| 負債計           | (1,154,264)  | (1,156,755) | 2,491  |

|                       | 契約額等    | 時価     |
|-----------------------|---------|--------|
| (1) 信用保証割賦売掛金／信用保証買掛金 | 560,787 | 10,693 |
| (2) 保証債務              | 314,918 | 7,889  |

- (※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。
- (※2) 割賦売掛金及び営業貸付金に対応する割賦利益繰延を控除しております。
- (※3) 割賦売掛金、営業貸付金、未収入金及び固定化営業債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※4) 長期借入金に対応する未払利息であります。
- (※5) 長期借入金に対応する未払利息以外であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 割賦売掛金及び(3) 営業貸付金

これらの時価については、一定の種類及び期間に基づいた区分ごとに、元利金の合計額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

### (4) 未収入金

未収入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額と近似していることから、当該価額をもって時価としております。

### (5) 投資有価証券

投資有価証券(株式)の時価については、取引所の価格によっております。

### (6) 固定化営業債権

固定化営業債権については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

## 負 債

### (1) 支払手形、(2) 買掛金及び(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金のうち、固定金利によるものについては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては(下記デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外の変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

### (5) 預り金、(6) 集金代行預り金、(7) 未払金及び(8) 未払費用(長期借入金に対応する未払利息以外)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記負債(4)参照)。

## そ の 他

### (1) 信用保証割賦売掛金／信用保証買掛金及び(2) 保証債務

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の本表には含めておりません。

(単位：百万円)

|                         | 貸借対照表計上額(*1) |
|-------------------------|--------------|
| (1) 投資有価証券(非上場株式)(*2・3) |              |
| その他有価証券                 | 3,624        |
| 関係会社株式                  | 85,782       |
|                         | 89,406       |
| (2) 受入保証金(*4)           | (772)        |
| (3) 貸出コミットメント(*5)       | —            |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(\*3) 当事業年度において、非上場株式について減損処理対象の銘柄はありません。

(\*4) 受入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの予測が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(\*5) 当社は、クレジットカードに付帯するキャッシング業務及びカードローン業務を行っております。当該業務に係る貸出未実行残高については、将来キャッシュ・フローを特定することは困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

| 種類  | 会社等の<br>名称          | 所在地   | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の<br>所有（被所有）割合 | 関連当事者<br>との関係         | 取引の<br>内容          | 取引金額<br>(百万円)     | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|---------------------|-------|--------------|-------|--------------------|-----------------------|--------------------|-------------------|----|---------------|
| 子会社 | SMB Cファイナンスサービス株式会社 | 東京都港区 | 71,705       | 決済代行業 | 所有<br>直接100.00 %   | 役員の兼任<br>2人<br>資金の借入等 | 資金の借入(注1)<br>利息の支払 | 12,651,200<br>102 | —  | —             |

2. 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の<br>名称 | 所在地     | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の<br>所有（被所有）割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の<br>内容                     | 取引金額<br>(百万円)   | 科目            | 期末残高<br>(百万円)  |
|---------|------------|---------|--------------|-------|--------------------|---------------|-------------------------------|-----------------|---------------|----------------|
| 親会社の子会社 | 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996    | 銀行業   | —                  | 資金の借入等        | 資金の借入(注1)                     | 6,941,200       | 短期借入金         | 303,200        |
|         |            |         |              |       |                    |               | 利息の支払                         | 1,884           | 長期借入金<br>未払費用 | 682,000<br>114 |
|         |            |         |              |       |                    |               | ローン債務者<br>に対する保証<br>受取保証料(注2) | 72,009<br>2,000 | —<br>未収入金     | —<br>297       |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 借入金利については、一般市中金利となっております。
2. 保証料については、株式会社三井住友銀行から提示された料率を基準として、交渉により決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 289円37銭
2. 1株当たり当期純利益 7円42銭



## (企業結合関係)

### 追加情報

#### 共通支配下の取引等

当社は、2020年3月25日に開催した取締役会において、2020年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、SMB Cファイナンスサービス株式会社を吸収合併消滅会社とする合併契約を締結することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

#### 1. 取引の概要

##### (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称    SMB Cファイナンスサービス株式会社

事業の内容                決済代行業

##### (2) 企業結合日

2020年7月1日（予定）

##### (3) 企業結合の法的形式

株式会社セディナを存続会社とし、SMB Cファイナンスサービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

##### (4) 結合後企業の名称

SMB Cファイナンスサービス株式会社（株式会社セディナより商号変更予定）

##### (5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、法人のお客さまの持つ様々な経営課題を解決するため、両社のノウハウを融合し商品・サービスの高度化・拡充を図るとともに、幅広い決済ソリューションをスピーディー且つワンストップで提供可能な体制を構築することを目的として行うものです。

#### 2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

第 94 期

報 告 書

〔 自 2019年4月 1日  
至 2020年3月31日 〕

事 業 報 告

株式会社セディナ

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 【事業の状況】

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の着実な改善を背景に緩やかな景気回復基調で推移していましたが、足元では新型コロナウイルス感染拡大が経済や社会へ大きな影響を与え始め、先行きが不透明な状況となっております。

当社の属するクレジット業界においては、2019年10月よりキャッシュレス・消費者還元事業が開始する等、キャッシュレス決済市場は想定を上回るスピードで絶え間なく変化しております。

このような経営環境下において当社は、三井住友カード株式会社と合同で掲げた基本方針である「キャッシュレス決済戦略の実行、総合決済カンパニーへの進化、中長期的な事業構造の変革」のうち、「総合決済カンパニーへの進化」の実現に向け、『SMB Cファイナンスサービスとの合併』、『次世代提携カード戦略』、『信販事業の構造変革』を3つの戦略として具体化し、重点的に取り組んでおります。

当事業年度における主な営業活動として、カード事業においては、5月より国内ホームセンター業界最大手のD C Mホールディングス株式会社と提携し、グループ共通カードである、プリペイド機能一体型クレジットカード「D C Mマイボカード」及びクレジットカード機能なしのプリペイドカード「マイボベーシックカード」を発行しました。併せて三井住友カードでは、カード決済と電子マネー・非接触決済サービスの導入推進を担っており、本件はSMB Cグループのキャッシュレス決済戦略における、三井住友カードとの経営一体化後初の大型案件であります。D C Mグループでは、グループ共通ポイントやグループ各店でのお買い物金額に応じたポイントステージ制（最大5%還元）がお客さまより高く評価され、当初の計画を上回るお申込みをいただいております。

また、キャッシュレス・消費者還元事業がスタートした10月より、全国の中堅スーパーマーケットの協業団体に加盟する株式会社ウジェスーパーと提携し、「ウジェカード」を発行しました。本カードは、WEB募集への誘導や各種資材のデジタル化等のWEBチャネルを活用した、従来と比較して低コスト・高採算の新たな提携カードモデルです。今後も同団体に加盟する地方スーパーマーケットを中心に、順次展開を進めてまいります。

信販事業においては、Webクレジット・システム「セディナC-W e b」のさまざまな機能向上を図って加盟店への導入を推進し、お客さまと加盟店向けのサービスを強化いたしました。お客さまと加盟店の利便性が向上した結果、クレジット利用の80%以上が同システムを通じた申込となり、当社の業務効率化も進展しました。

ソリューション事業においては、三井住友銀行との密接な協働体制を構築し、既存

の取引業種では大企業グループ内の横展開を、新規業種では各種クラウドサービス企業との取引等を積極的に推進しました。また、債権管理担当と営業担当の協業により延滞債権の圧縮を図るとともに、R P Aの活用等による業務効率化を進め、事業利益の底上げに寄与しました。

#### 【業績の概要】

包括信用購入あっせん収益は65,534百万円、個別信用購入あっせん収益は28,066百万円、信用保証収益は12,163百万円、融資収益は、カードキャッシングの残高減少が続き19,207百万円、営業収益は143,399百万円となりました。

業務効率化の推進等により人件費が減少しましたが、将来の利息返還請求に備え保守的に利息返還損失引当金を12,000百万円積み増した結果、営業費用は143,833百万円となりました。この結果、営業損失434百万円、経常損失279百万円、当期純利益は5,930百万円となりました。

#### (2) 対処すべき課題

わが国経済の先行きの見通しは、諸外国の通商問題や地政学リスク等の存在に加え、世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の停滞や外出自粛に伴う個人消費の減速等、先行き不透明な状況が続く見込みです。

当社が属するSMB Cグループでは、法人のお客さまの持つ様々な経営課題を解決するため、スピーディ且つワンストップで総合的な決済ソリューションを提供可能な体制構築を目指し、2020年7月1日付で当社とSMB Cファイナンスサービスの合併を実施することと致しました。これは、三井住友カード、当社、SMB Cファイナンスサービスの3社で、SMB Cグループのキャッシュレス決済戦略の中核を担う事業体制を確立する一環であります。

こうした中、三井住友カード、当社、SMB Cファイナンスサービスは、今年度を初年度とする中期経営計画をスタートし、3つの基本方針を策定しました。

■キャッシュレス決済戦略の実行加速

■法人向け決済ビジネスを第二の中核事業へ成長

■デジタル化、選択と集中による効率的な事業モデルへの転換

当社は、この基本方針に基づき、三井住友カード及びSMB Cファイナンスサービスとともに本邦No. 1の総合決済カンパニーの早期実現に向け、スピード感のある戦略の推進に取り組んでまいります。

# 部門別取扱高

(単位：百万円)

| 部 門 別      | 前事業年度                    |        | 当事業年度                    |        | 前期比     |
|------------|--------------------------|--------|--------------------------|--------|---------|
|            | 金 額                      | 構成比    | 金 額                      | 構成比    |         |
| 包括信用購入あっせん | 2,153,208<br>(2,151,271) | 56.2 % | 2,158,374<br>(2,156,446) | 54.7 % | 100.2 % |
| 個別信用購入あっせん | 735,496<br>(711,412)     | 19.2   | 739,871<br>(715,833)     | 18.8   | 100.6   |
| 信 用 保 証    | 277,887<br>(276,366)     | 7.2    | 279,766<br>(277,896)     | 7.1    | 100.7   |
| 融 資        | 123,944<br>(123,633)     | 3.2    | 118,980<br>(118,685)     | 3.0    | 96.0    |
| そ の 他      | 543,892                  | 14.2   | 645,963                  | 16.4   | 118.8   |
| 合 計        | 3,834,429                | 100.0  | 3,942,956                | 100.0  | 102.8   |

(注) ( ) 内は、元本取扱高であります。

## (3) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました主な設備投資は、次のとおりであります。

| 主 な 設 備 投 資 の 内 容 | 金 額       |
|-------------------|-----------|
| システム開発            | 5,842 百万円 |
| 器具・備品の購入等         | 1,316     |
| 合 計               | 7,159     |

## (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 年 度                             | 第91期<br>(2017年3月期) | 第92期<br>(2018年3月期) | 第93期<br>(2019年3月期) | 第94期<br>(2020年3月期) |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 取 扱 高 (百万円)                           | 3,747,230          | 3,798,590          | 3,834,429          | 3,942,956          |
| 営 業 収 益 (百万円)                         | 152,147            | 149,627            | 146,311            | 143,399            |
| 経 常 利 益<br>又は経常損失(△) (百万円)            | 7,102              | 2,201              | 3,062              | △279               |
| 当 期 純 利 益<br>又は当期純損失(△) (百万円)         | 14,230             | △5,921             | 3,523              | 5,930              |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△) (円) | 9.28               | △7.41              | 4.41               | 7.42               |
| 総 資 産 (百万円)                           | 2,112,524          | 2,115,066          | 2,128,776          | 2,052,203          |
| 純 資 産 (百万円)                           | 229,380            | 225,120            | 227,238            | 231,309            |
| 1株当たり純資産 (円)                          | 286.96             | 281.63             | 284.28             | 289.37             |

(注)

- 第92期は、個別信用購入あっせん収益は増加しましたが、包括信用購入あっせん収益や融資収益等で減少したため、営業収益は減少となっております。営業費用は、物件費は減少したものの人件費や金融費用の増加、利息返還損失引当金の積み増しを行ったことにより増加し、経常利益は減少いたしました。また、繰延税金資産を取り崩したため、当期純損失となっております。
- 第93期は、包括信用購入あっせん収益や個別信用購入あっせん収益、融資収益等で減少したため、営業収益は減少となっております。営業費用は、物件費や金融費用は増加したものの、人件費及び利息返還損失引当金の積み増し額が減少したため、経常利益は増加いたしました。
- 第94期は、包括信用購入あっせん収益や個別信用購入あっせん収益、融資収益等で減少したため、営業収益は減少となっております。営業費用は、人件費は減少したものの、物件費や利息返還損失引当金の積み増し額等が増加し、経常損失となりました。また、繰延税金資産を計上したことを主因に、当期純利益は増加いたしました。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

| 会 社 名               | 資 本 金            | 親会社の出資比率          | 主要な事業内容                    |
|---------------------|------------------|-------------------|----------------------------|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 百万円<br>2,339,964 | —<br>(100.00) %   | 傘下子会社の経営管理、並びにそれに付帯する業務    |
| 三井住友カード株式会社         | 百万円<br>34,000    | 100.00<br>( — ) % | コンシューマーファイナンス業(クレジットカード業務) |

(注) 親会社の出資比率欄の ( ) 内は、間接被所有割合を記載しております。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名              | 資 本 金         | 当社の出資比率  | 主要な事業内容 |
|--------------------|---------------|----------|---------|
| SMBCファイナンスサービス株式会社 | 百万円<br>71,705 | 100.00 % | 決済代行業   |
| 株式会社セディナ債権回収       | 百万円<br>500    | 100.00 % | 債権管理回収業 |

(11) 主要な事業内容 <2020年3月31日現在>

カード事業、信販事業、ソリューション事業、融資事業、その他

(12) 主要な営業所 <2020年3月31日現在>

【本 店】 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

【東京本社】 東京都港区港南二丁目16番4号

【営業部】

| 名 称    | 所 在 地  |
|--------|--------|
| 東京営業部  | 東京都新宿区 |
| 横浜営業部  | 横浜市中区  |
| 名古屋営業部 | 名古屋市中区 |
| 大阪営業部  | 大阪市西区  |
| 福岡営業部  | 福岡市中央区 |

【営業店】

| 地 区    | 支 店 数 | 支 店 名                     |
|--------|-------|---------------------------|
| 北海道    | 1     | 札幌                        |
| 東北     | 4     | 青森、仙台、福島、盛岡               |
| 関東・甲信越 | 7     | 大宮、千葉、水戸、宇都宮、高崎、松本、新潟     |
| 中部     | 6     | 静岡、岡崎、岐阜、津、金沢、富山          |
| 関西     | 3     | 神戸、姫路、京都                  |
| 中国・四国  | 7     | 広島、岡山、山陰(島根県)、山口、高松、徳島、松山 |
| 九州・沖縄  | 7     | 北九州、大分、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄    |
| 合 計    | 35    |                           |

(13) 使用人の状況 <2020年3月31日現在>

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比 |
|---------|---------|
| 3,084 名 | 164 名 減 |

(14) 主要な借入先の状況 <2020年3月31日現在>

| 借 入 先               | 借 入 額       |
|---------------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 985,200 百万円 |



## 2. 株式に関する事項

### (1) 株式の状況 <2020年3月31日現在>

- ① 発行可能株式総数 2,400,000千株  
(普通株式 800,000千株)  
(A種種類株式 800,000千株)  
(B種種類株式 800,000千株)
- ② 発行済株式の総数 799,350千株  
(普通株式 一千株)  
(A種種類株式 799,350千株)  
(B種種類株式 一千株)
- ③ 株主数  
普通株式 一名  
A種種類株式 1名  
B種種類株式 一名

(注) 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）およびB種種類株式を有する株主（以下「B種株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式およびB種種類株式1株につき、金1円（以下「A種およびB種残余財産分配額」という。）を支払います。

A種株主またはA種登録株式質権者およびB種株主またはB種登録株式質権者に対しA種およびB種残余財産分配額の金銭が支払われた後、なお残余財産がある場合には、A種株主またはA種登録株式質権者およびB種株主またはB種登録株式質権者に対し、A種種類株式およびB種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額と同額の残余財産の分配を金銭により行います。

また、B種株主は、株主総会において議決権を有しておりません。

### ④ 大株主

| 株 主 名       | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|-------------|---------|---------|
| 三井住友カード株式会社 | 799,350 | 100.00  |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 <2020年3月31日現在>

| 氏 名       | 地位及び担当                    |
|-----------|---------------------------|
| 小 野 直 樹   | 代表取締役社長                   |
| 松 橋 禎     | 取締役専務執行役員<br>クレジット事業 担当役員 |
| 木 村 浩 司   | 取締役専務執行役員<br>経営企画 担当役員    |
| 千 松 健 太 郎 | 取締役専務執行役員<br>業務管理 担当役員    |
| 北 川 博 康   | 取締役専務執行役員<br>システム 担当役員    |
| 城 倉 隆     | 取締役専務執行役員<br>カード事業 担当役員   |
| 大 西 幸 彦   | 取締役                       |
| 田 村 直 樹   | 取締役                       |
| 吉 田 聡     | 監査役                       |
| 門 脇 祐 一   | 監査役                       |
| 森 川 禎 一   | 監査役                       |

(注) 取締役及び監査役の異動は下記のとおりです。

(2019年4月1日付)

| 氏 名       | 地位及び担当                  | 異 動                     |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 中 西 智     | 代表取締役社長                 | 退 任                     |
| 小 野 直 樹   | —                       | 代表取締役社長（新任）             |
| 千 松 健 太 郎 | 取締役専務執行役員<br>カード事業 担当役員 | 取締役専務執行役員<br>業務管理 担当役員  |
| 北 川 博 康   | 取締役専務執行役員<br>業務管理 担当役員  | 取締役専務執行役員<br>システム 担当役員  |
| 城 倉 隆     | 取締役専務執行役員<br>システム 担当役員  | 取締役専務執行役員<br>カード事業 担当役員 |

(2019年4月25日付)

| 氏 名     | 地位及び担当 | 異 動     |
|---------|--------|---------|
| 大 西 幸 彦 | —      | 取締役（新任） |

(2019年6月25日付)

| 氏 名     | 地 位 及 び 担 当 | 異 動     |
|---------|-------------|---------|
| 林 正 志   | 監査役         | 退 任     |
| 門 脇 祐 一 | —           | 監査役（新任） |

(2020年3月31日付)

| 氏 名     | 地 位 及 び 担 当            | 異 動 |
|---------|------------------------|-----|
| 北 川 博 康 | 取締役専務執行役員<br>システム 担当役員 | 退 任 |

(2020年4月1日付)

| 氏 名       | 地 位 及 び 担 当               | 異 動                                                                                              |
|-----------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木 村 浩 司   | 取締役専務執行役員<br>経営企画 担当役員    | 取締役副社長執行役員<br>経営企画本部長                                                                            |
| 松 橋 禎     | 取締役専務執行役員<br>クレジット事業 担当役員 | 取締役専務執行役員<br>拠点統括本部長<br>兼 クレジット事業本部 共管<br>兼 カード・ソリューション事<br>業管掌                                  |
| 千 松 健 太 郎 | 取締役専務執行役員<br>業務管理 担当役員    | 取締役専務執行役員<br>監査担当                                                                                |
| 城 倉 隆     | 取締役専務執行役員<br>カード事業 担当役員   | 取締役専務執行役員<br>カード営業推進本部長<br>兼 カード営業戦略本部 副本<br>部長<br>兼 アクワイアリング本部 副<br>本部長<br>兼 マーケティング本部 副本<br>部長 |

(2020年5月1日付)

| 氏 名     | 地 位 及 び 担 当           | 異 動                     |
|---------|-----------------------|-------------------------|
| 木 村 浩 司 | 取締役副社長執行役員<br>経営企画本部長 | 代表取締役副社長執行役員<br>経営企画本部長 |
| 森 川 禎 一 | 監査役                   | 退 任                     |
| 伊 藤 彰 浩 | —                     | 監査役（新任）                 |

#### 4. 会計監査人に関する事項

名 称 有限責任 あずさ監査法人

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項及びその運用状況の概要

当社取締役会は、当社における業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために整備すべき体制を、次のとおり決議しております。

### [内部統制基本方針]

(1) 当社及び当社のグループ会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループすべてにおいて、コンプライアンス（法令、定款等の遵守）を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」にコンプライアンスの基本方針や取組を定め、コンプライアンスを徹底する。
- ② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」、「顧客ロイヤルティ向上委員会」及び「反社マネロン対策委員会」を定例開催し、コンプライアンス全般に亘る基本方針・体制等に関する審議決定及び遵守状況等の報告を行う。当社グループにおいて一元的なコンプライアンス体制を構築するため、当社のグループ会社社長（又は当社社長が指名した者）を「コンプライアンス・リスク管理委員会」、「顧客ロイヤルティ向上委員会」及び「反社マネロン対策委員会」に出席させる。
- ③ 当社グループすべてにおいて、コンプライアンスの統括管理部署を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき、各部署にコンプライアンスの責任者を定め、各部署の一人ひとりにコンプライアンスに関する意識を周知徹底する。
- ④ 「セディナ・ヘルプライン規定」に基づき、当社グループの内部通報制度を整備し、その適切な運営により、コンプライアンスを徹底する。
- ⑤ 業務関連部署から独立した内部監査担当部署を設置し、「内部監査規定」に基づき、当社グループを対象としてコンプライアンスに関する内部監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- ⑥ 取締役は、取締役会での業務執行状況の報告等を通じ、他の取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているかどうかを相互に監視する。
- ⑦ 会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価規則」及び「財務報告に係る内部統制評価規定」に基づき、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。
- ⑧ マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与防止に関わる国際的な要請、法令及びガイドライン等を遵守するために、「マネロン・テロ資金供与防止対策に関する規定」を定め、同規定に基づく運営及び管理を行う。
- ⑨ 「反社会的勢力による被害の防止に関する規定」等に基づき、外部専門機関との緊密な連携を強化し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための管理体制を整備する。また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合は、組織的に毅然とした姿勢で拒絶する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報管理規定」及び「文書管理規定」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存及び管理し、取締役が、随時、必要な情報を閲覧できる体制を構築する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社グループにおける損失の危険の管理を適切に行うため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、当社グループのリスク管理の基本方針の決定、管理状況の報告等を行う。
- ② リスクの統括管理部署を設置し、「リスク管理基本規程」に基づき、リスク管理体制の構築・運用・維持等を行う。リスク管理担当部署（第2線）は、各リスクについて、基本方針・枠組み・ポリシー等を策定し、事業部門等（第1線）は、基本方針等に基づき、対応策を策定し、実施する。
- ③ 危機管理の統括管理部署を設置し、「危機管理基本規定」に基づき、危機事態・異例事態の発生時に損害を最小限に止める体制を構築する。
- ④ 内部監査担当部署は「内部監査規定」に基づき、当社グループのリスク管理体制に関する内部監査又はそのモニタリングを行い、その結果を取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画を策定し、目標達成に向けた経営の意思決定、経営資源の配分、ITを活用した業績管理等を行う。
- ② 取締役の担当職務を明確にするとともに、「組織規定」「執行役員規定」等に基づき、適切な権限委譲を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「SMFG」という。）のグループ会社の一員として、SMFGと情報共有を行い、当社グループが適正に業務を遂行するために必要な体制を構築する。当社の各担当役員及び各部門は、職務に応じて当社グループの体制構築に必要な業務活動を行う。
- ② 「グループ会社連絡会」を開催し、当社のグループ会社社長から業務執行の状況や重要な経営課題等について直接報告を受け、対応方針を確認・指示する。
- ③ 当社のグループ会社の取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、「関係会社管理規定」等に基づき、グループ会社の管理及び運営を行う。
- ④ SMBCグループ会社（当社のグループ会社を含む）との取引等については、「関係会社管理規定」等に基づき、その公正性及び適切性を確保する。
- ⑤ 内部監査担当部署は「内部監査規定」に基づき、当社のグループ会社の内部監査のモニタリング又は内部監査を行い、その結果を取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助する使用人を配置する。

- ② 監査役の補助使用人の人数、具備すべき能力等については常勤監査役と協議の上で決定し、適切な人材を配置する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の補助使用人については取締役からの独立性を確保し、補助使用人が監査役補助職務を遂行する場合には、監査役以外の指揮命令を受けない。
  - ② 監査役の補助使用人の人事考課は常勤監査役の同意を得るものとし、選任及び異動は常勤監査役と取締役が協議の上で行う。
- (8) 当社グループの取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある、不正の行為、法令・定款に違反する重大な事実又はその他事実を発見したときには、当該事実を当社の監査役に報告する。当社グループの取締役、監査役及び使用人は、その業務について監査役から説明を求められたときには、速やかに報告する。
  - ② 適正な目的に基づき監査役に報告した取締役、監査役及び使用人は、同報告を理由として不利な取扱いを受けない。
  - ③ 内部通報の担当部署は、監査役に内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、当社グループの経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、または監査役から説明を求められたときは、速やかに報告する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査担当部署及び取締役は、監査役と緊密に連携する。
  - ② 重要な業務執行に関わる会議体への監査役の出席を求め、監査役による監査機能の実効性向上に努める。
  - ③ 監査役が必要と認めた場合に、弁護士、コンサルタント、公認会計士等外部専門家を活用できる環境を整備する。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払等の処理に係る方針に関する事項
- 毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

当年度における当社の業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

|   | 業務の適正を確保する体制                                                            | 運用状況の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 当社及び当社のグループ会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 | <p>コンプライアンスに関し、各規定等に基づいた取組を実施し、夫々会議体等に報告しました。</p> <p>(1) 当社及びグループ会社は 2019 年度のコンプライアンスプログラムを実行しました。</p> <p>(2) コンプライアンス・リスク管理・顧客ロイヤルティ・反社マネロン対策の各委員会を定例開催し付議・報告を実施しました。各委員会にはグループ会社も参加しました。</p> <p>(3) 役員向け弁護士セミナー、コンプライアンスアンケート、年間を通じたコンプライアンス勉強会等を実施しました。</p> <p>(4) 内部通報制度である「セディナ・ヘルプライン」を適切に運営しました。2019 年 9 月に消費者庁主管の内部通報制度認証（W CMS 認証）を取得しました。</p> <p>(5) 内部監査では社内全部署・全拠点及びグループ会社を対象として監査を行い、結果を取締役会に報告しました。</p> <p>(6) 取締役会で業務執行状況報告（四半期毎）を行い、他の取締役の職務執行を相互に監視しました。</p> <p>(7) 財務報告に係る 2019 年度内部統制評価は、期末決算評価を除いて完了しました。</p> <p>(8) 反社マネロン対策委員会を定例開催し、AML/CFT 関連事項、反社関係遮断等の為の付議・報告を実施しました。FATF 第四次対日審査・金融庁ガイドラインを踏まえた態勢整備を実施しました。</p> |
| 2 | 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制                                              | 「取締役会規則」に基づき、取締役会議事録を毎回作成し、取締役及び監査役の記名・捺印の上、随時閲覧できるよう本店及び東京本社に備え置きました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 3 | 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制                                             | <p>各種リスク管理について、各規定等に基づいた取組を実施し、夫々会議体等に報告しました。</p> <p>(1) リスク全般に関する「2019 年度リスク管理の基本方針」を取締役会で承認しました。同方針に基づき、各個別リスクの管理担当部署が方針・具体的施策を策定し、進捗を取締役会及びコンプライアンス・リスク管理委員会で報告しました。</p> <p>(2) 内部監査では、各種リスク管理態勢の適切性・有効性を検証し結果を四半期毎に取締役会に報告しました。グループ会社の内部監査実施結果等をモニタリングし、結果を必要に応じて取締役会に報告しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 4 | 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制                                          | <p>各規定に基づき、取締役の業務執行が効率的に行われる体制を整備しています。</p> <p>(1) 「中期経営計画」に基づく業務計画の進捗状況を取締役会に報告しました。</p> <p>(2) 経営の意思決定、経営資源の配分等のさらなる高度化のため、規定を改定（組織規定・稟議規定等）しました。</p> <p>(3) 取締役会で承認された資金計画に基づき、資金調達を実施しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|    |                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5  | 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制                               | <p>SMBCグループとして業務を適正に行う体制を整備しています。</p> <p>(1) 組織規程において、SMFGへの申請協議・報告事項および所管部を定め、SMBCグループ会社の一員として必要な運営体制を構築しています。「SMBCグループコンプライアンス委員会」等に出席し、SMBCグループ各社と情報を共有しました。</p> <p>(2) グループ執行会議において、当社グループ会社社長等から業務執行状況や重要な経営課題等の報告を受け、対応方針や対応状況を確認し、必要に応じて指示を行いました。</p> <p>(3) グループ取引は全件セディナ経営企画部門担当役員の決裁とすることで、公正性と適切性を確保しました。</p> |
| 6  | 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項                              | <p>補助使用人の配置は、常勤監査役からの人数及び具備すべき必要能力の要請に基づき人選し、常勤監査役と協議の上、適切な人材を配置することとしています。なお、監査役の職務を補助する使用人に関しては、常勤監査役と取締役との協議の上、現時点で配置しておりません。</p>                                                                                                                                                                                     |
| 7  | 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項                | <p>上記の通り現時点では配置しておりませんが、配置した場合は、使用人の人事異動、評価については監査役の意向を尊重して行う運用としています。</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| 8  | 当社グループの取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 | <p>監査役への適正な報告を確保する体制を整備しています。</p> <p>(1) 取締役会において監査役から指摘を受けた事項については、担当取締役からその場で回答しております。その場で回答に至らなかった事項については爾後速やかに書面にて回答することとしています。</p> <p>(2) 報告すべき事項は、監査役に対し、定例及び適宜に報告を実施しました。</p>                                                                                                                                     |
| 9  | その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制                                           | <p>監査役の監査が実効的に行われる体制を整備しています。</p> <p>(1) 監査役は取締役会その他の重要な業務執行に関わる会議体等に参加しました。</p> <p>(2) 監査部は常勤監査役に対し、監査方針・計画及び内部監査の結果等を毎月定例及び随時に報告しました。</p> <p>(3) 常勤監査役は監査結果講評会に出席しました。</p>                                                                                                                                             |
| 10 | 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払等の処理に係る方針に関する事項                                  | <p>要請に基づき每期必要な予算措置を講じており、実績は年度予算内で運用しました。当年度は監査役から追加予算の要請はありませんでした。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。





第 94 期

事業報告に係る附属明細書

（ 自 2019年4月 1日  
至 2020年3月31日 ）

株式会社セディナ

該当事項はありません。

## 監 査 報 告 書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、私たち監査役は、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 各監査役は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株式会社 セディナ

常勤監査役 吉田 聡 

常勤監査役 門脇 祐一 

監査役 伊藤 彰浩 

# 独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社セディナ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

羽太典明



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

三上和彦



## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セディナの2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上